

低濃度 PCB 廃棄物処理作業
仕様書

1. 件名

低濃度 PCB 廃棄物処理作業

2. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「機構」という。）青森研究開発センターにて発生する低濃度 PCB 廃棄物を、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下、「PCB 特措法」という。）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づき、PCB の処理場施設で処理する作業について定める。

3. 処理及び処分

受注者は、搬入された低濃度 PCB 廃棄物について、中間処理を行い、再生されない廃棄物については、適正に最終処分場において処分すること。本業務を行うに際し、都道府県知事等の許可を得ていることを条件とし、受注者の責任において処理処分を完結させるものとする。なお、本契約については、分割搬入を認めるものとする。

4. 契約納期

4. 1 納期

令和 8 年 2 月 27 日（金）

4. 2 作業期間（目安）

作業は令和 7 年 11 月中旬に開始するものとし、作業期間（書類提出を含む）は約 4 か月とする。作業着手時期等の詳細は原子力機構担当者と協議のうえ、決定するものとする。

5. 低濃度 PCB 廃棄物の種類及び予定数量

廃プラ（塗膜）	約 780 kg	（ドラム缶 13 缶）
廃プラ（化学防護服）	約 288 kg	（ドラム缶 18 缶）
廃プラ（吸収缶・フィルター）	約 820 kg	（ドラム缶 10 缶）
廃プラ（養生類）	約 270 kg	（ドラム缶 30 缶）
廃プラ（ペール缶 20L×10 缶）	約 12 kg	（ドラム缶 1 缶）
金属（カッターの刃）	約 15 kg	（ペール缶 1 缶）
200L ドラム缶容器（20.5 kg）	72 缶=	1476kg
20L ペール缶容器（1.2 kg）	1 缶=	1.2kg

6. 重量の確定

受注者は、原子力機構から搬出した PCB 廃棄物の重量について、受注者所有の計量装置において計量した数値を以って確定とする。

7. 提出書類

(1) 特別管理産業廃棄物処分業許可証（写し）	契約後速やかに	1 部
(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト D 票）	作業完了後速やかに	必要部数
(3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト E 票）	作業完了後速やかに	必要部数
(4) 廃棄物重量確定のエビデンス	随時	必要部数
(5) 作業完了報告書（中間処理場等の写真添付）	作業完了後速やかに	1 部
(6) その他原子力機構で指定するもの	随時	必要部数

8. 検収

提出図書の完納及び本仕様書の定めるところにしたがって、業務が実施されたと機構が認めたときをもって処理委託完了とする。

9. 特記事項

- (1) 受注者は、原子力機構の求めに応じ、中間処理場等の現地確認（マニフェストの照合確認を含む）に対応すること。
- (2) 受注者は、いかなる場合においても再委託してはならない。
- (3) その他、仕様書に定めのない事項については、機構と協議のうえ、決定する。

10. 環境への配慮

受注者は、処理及び処分作業にあたっては、省エネルギー及び省資源に努めること。

11. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

12. 協議

本仕様書について、疑義が発生した場合は、原子力機構の担当者と協議の上、決定することとする。

13. その他

明らかに受注者の責に帰すべき不具合が発生した場合には、受注者は無償で速やかに不具合を復旧するものとする。

以上